

○奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例骨子（案）

1. 特定教育・保育施設の運営に関する基準

項目	国の基準（府省令）	条例への委任方法	本市の考え方
一般原則	<p>1 特定教育・保育施設等は、良質かつ適切な内容及び水準の教育・保育又は地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、利用乳幼児の意思及び人格を尊重して、当該利用乳幼児の立場に立って当該保育・教育を提供するように努めなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する乳幼児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	—	<p>国の基準と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国から示された基準を市の基準とする。また、一般原則として、本市で先に条例化されている暴力団を排除する項目を施設へ支払われる給付費が暴力団等への資金とならぬよう本市独自の基準に追加予定。</p>
利用定員	<p><b>【定員設定の最低数】</b> 保育所、認定こども園については、利用定員20名以上とする。</p> <p><b>【児童の年齢との関係】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定こども園 <ul style="list-style-type: none"> <li>子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項第1号（以下「1号認定」という。）：区分全体（3～5歳）で定員設定</li> <li>法第19条第1項第2号（以下「2号認定」という。）：区分全体（3～5歳）で定員設定</li> <li>法第19条第1項第3号（以下「3号認定」という。）：0歳の枠、1・2歳の枠で定員設定</li> </ul> </li> <li>・幼稚園 <ul style="list-style-type: none"> <li>1号認定：区分全体（3～5歳）で定員設定</li> </ul> </li> <li>・保育所 <ul style="list-style-type: none"> <li>2号認定：区分全体（3～5歳）で定員設定</li> <li>3号認定：0歳の枠、1・2歳の枠で定員設定</li> </ul> </li> </ul>	従うべき基準	<p>国の基準と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国から示された基準を市の基準とする。</p>
内容及び手続きの説明及び同意（次頁に続く）	<p>1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、以下を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p><b>【説明内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①運営規程（*）の概要</li> <li>②職員の勤務体制</li> <li>③利用者負担</li> <li>④その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項</li> </ul>	従うべき基準	

項目	国の基準（府省令）	条例への委任方法	本市の考え方
(前頁の続き) 内容及び手続きの 説明及び同意	<p>2 利用申込者からの申出があった場合には、文書の交付に代えて、利用申込者の承諾を得て文書に記すべき重要事項を次に掲げる電磁的方法により提供することができる。この場合、文書を交付したものとみなす。</p> <p>①電子メールでの送信 ②インターネットへの掲載 ③電子記録媒体（CD-ROM等）の交付</p> <p>3 上記の方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力し文書を作成できるものでなければならない。</p> <p>4 電子媒体にて重要事項を提供しようとするときはあらかじめ、利用申込者に対し、その電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>5 前記により承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは当該利用申込者に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p>	参酌すべき基準	国の基準と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国から示された基準を市の基準とする。
利用申込みに対する 正当な理由のない提供拒否の 禁止等	<p>1 特定教育・保育施設は、保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならない。</p> <p>2 幼稚園又は認定こども園は、1号認定の利用申込がその区分の利用定員を超える場合、抽選、申込みを受けた順序、設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p> <p>3 保育所又は認定こども園は、2号又は3号認定の利用申込がその区分の利用定員を超える場合、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>4 2・3の選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。</p> <p>5 特定教育・保育施設は、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p>	従うべき基準  参酌すべき基準	
あっせん、調整及び要請に対する協力	<p>1 特定教育・保育施設は、法第42条第1項の規定により当該施設の利用について市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>2 認定こども園又は保育所は、2号認定・3号認定子どもの当該施設の利用について、児童福祉法第24条第3項の規定により市町村が行う調整および要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>	従うべき基準	
支給資格等の確認	<p>特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する認定区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。</p>	参酌すべき基準	

項目	国の基準（府省令）	条例への委任方法	本市の考え方
支給認定の申請に係る援助	<p>1 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。</p>	参酌すべき基準	国の基準と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国から示された基準を市の基準とする。
心身の状況等の把握	子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況の把握に努めなくてはならない。	参酌すべき基準	
小学校との連携	特定教育・保育の提供の終了に際して、小学校又は他の特定教育・保育施設等と円滑な接続に資するよう、子どもに係る情報提供等を行い、小学校や地域子ども・子育て支援事業を行う者等の機関との密接な連携に努めなければならない。	参酌すべき基準	
教育・保育の提供の記録	特定教育・保育の提供に当たり、提供日及び内容その他必要な事項を記録しなければならない。	参酌すべき基準	
利用者負担額等の受領	<p>1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。）を提供した際は、保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、保護者から当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額の支払を受けるものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、上記利用者負担額等の受領に加え、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、保護者から支払を受けることができる。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、上記3のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、以下の費用の額の支払を保護者から受けることができる。</p> <p>① 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用</p> <p>② 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用</p> <p>③ 食事の提供に要する費用（3号認定子どもに対する食事の提供に要する費用を除く。2号認定子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）</p> <p>④ 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>⑤ その他通常必要とされるものに係る費用であって保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>5 上記3・4の支払を受けた場合は、領収証を保護者に対し交付しなければならない。</p> <p>6 上記3・4の支払を求める際は、あらかじめ、用途及び額並びに保護者に支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、上記4による金銭の支払については、文書によることを要しない。</p>	従うべき基準	
施設型給付等の額に係る通知等	<p>1 特定教育・保育施設は、法定代理受領により施設型給付費の支給を受けた場合は、保護者に対し、その保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を保護者に対して交付しなければならない。</p>	参酌すべき基準	

項目	国の基準（府省令）	条例への委任方法	本市の考え方
教育・保育の取扱い方針	<p>特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ定めるものに基づき、子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>①幼保連携型認定こども園：幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえること  ②認定こども園（①を除く）：③④に掲げる事項  ③幼稚園：幼稚園教育要領  ④保育所：児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針</p>	従うべき基準	
評価等	<p>1 特定教育・保育施設は、提供する特定教育・保育の質の自己評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、定期的に保護者その他の関係者（当該施設の職員を除く）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に改善を図るよう努めなければならない。</p>	参酌すべき基準	
相談及び援助	<p>特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p>	参酌すべき基準	
緊急時等の対応	<p>特定教育・保育施設の職員は、教育・保育の提供中に子どもの体調の急変が生じた場合等には、速やかに当該子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p>	参酌すべき基準	国の基準と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国から示された基準を市の基準とする。
支給認定保護者に関する市町村への通知	<p>特定教育・保育施設は、保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p>	参酌すべき基準	
運営規程(*)	<p>特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めておかななければならない。</p> <p>① 施設の目的及び運営の方針  ② 提供する特定教育・保育の内容  ③ 職員の職種、員数及び職務の内容  ④ 特定教育・保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日  ⑤ 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及び額  ⑥ 認定区分ごとの利用定員  ⑦ 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（選考方法等を含む）  ⑧ 緊急時等における対応方法  ⑨ 非常災害対策  ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項  ⑪ その他施設の運営に関する重要事項</p>	参酌すべき基準	

項目	国の基準（府省令）	条例への委任方法	本市の考え方
勤務体制の確保等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定教育・保育施設は、子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。</li> <li>2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</li> <li>3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のためにその研修の機会を確保しなければならない。</li> </ol>	参酌すべき基準	国の基準と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国から示された基準を市の基準とする。
定員の遵守	<p>特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>	参酌すべき基準	
掲示	<p>特定教育・保育施設は、施設内の見やすい場所に以下の項目を掲示しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①運営規程(*)の概要</li> <li>②職員の勤務の体制</li> <li>③利用者負担</li> <li>④その他の利用申込の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項</li> </ol>	参酌すべき基準	
子どもの適切な処遇	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもを平等に取り扱う原則</li> <li>・虐待等の禁止</li> <li>・懲戒に係る権限の濫用禁止</li> </ul>	従うべき基準	
秘密保持等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由なく、業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</li> <li>2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。</li> <li>3 関係機関（小学校、地域子ども・子育て支援事業等）に対して、子どもに関する情報を提供するには、あらかじめ文書により保護者の同意を得ておかななければならない。</li> </ol>	従うべき基準	
情報の提供等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定教育・保育施設は、保護者がその希望を踏まえて適切に施設の利用ができるように、施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</li> <li>2 特定教育・保育施設は、当該施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。</li> </ol>	参酌すべき基準	
利益供与の禁止	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定教育・保育施設は、利用者支援事業等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、子ども又はその家族に対して当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</li> <li>2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。</li> </ol>	参酌すべき基準	

項目	国の基準（府省令）	条例への委任方法	本市の考え方
苦情解決	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定教育・保育施設は、支給認定子ども又はその保護者その他当該家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</li> <li>2 特定教育・保育施設は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</li> <li>3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</li> <li>4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市が行う書類等の提出や提示の命令、市職員からの質問、施設等の検査に応じ、また、保護者等からの苦情に関し市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合には当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</li> <li>5 特定教育・保育施設は、市からの求めがあった場合、4の改善の内容を市に報告しなければならない。</li> </ol>	参酌すべき基準	国の基準と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国から示された基準を市の基準とする。
地域との連携等	特定教育・保育施設は、運営に当たって地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。	参酌すべき基準	
事故発生の防止及び発生時の対応	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> <li>①事故発生の防止のための指針を整備すること。</li> <li>②事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、その分析による改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。</li> <li>③委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</li> </ol> </li> <li>2 特定教育・保育施設は、事故が発生した場合は、速やかに市、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じなければならない。</li> <li>3 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</li> <li>4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行わなければならない。</li> </ol>	従うべき基準	
会計の区分	特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	参酌すべき基準	
記録の整備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。</li> <li>2 教育・保育の提供に関する以下の記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> <li>①特定教育・保育の提供に当たっての計画</li> <li>②特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録</li> <li>③市への通知に係る記録</li> <li>④苦情の内容等の記録</li> <li>⑤事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</li> </ol> </li> </ol>	参酌すべき基準	

項目	国の基準（府省令）	条例への委任方法	本市の考え方
特別利用保育・特別利用教育の提供	<p><b>【特定利用保育の基準】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 保育所が1号認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</li> <li>2 保育所が前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る第1号認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している2号認定子どもの総数が、2号認定こどもの利用定員の数を超えないものとする。</li> <li>3 保育所が1の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、特定教育・保育施設の運営に関する基準の規定を適用する。</li> </ol> <p><b>【特別利用教育の基準】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 幼稚園が2号認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</li> <li>2 幼稚園が、前記により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る2号認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している1号認定子どもの総数が、1号認定こどもの利用定員の数を超えないものとする。</li> <li>3 幼稚園が1の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、特定教育・保育施設の運営に関する基準の規定を適用する。</li> </ol> <p>※特別利用保育・・・1号認定子どもが保育所から保育を受けること。  ※特別利用教育・・・2号認定子どもが幼稚園から教育を受けること。</p>	従うべき基準	国の基準と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国から示された基準を市の基準とする。
附則	<p><b>【特定保育所に関する特例】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定保育所（都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所）が特定教育・保育を提供する場合には、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価は、保護者の支払を、市の同意を得て、受けることができるとし、また、利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等及びあつせん、調整及び要請に対する協力の規定は適用しない。</li> <li>2 特定保育所は、市から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。</li> </ol> <p><b>【施設型給付費等に関する経過措置】</b>  特定教育・保育施設が1号認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合には、当分の間、利用者負担額等の受領の項目は、法本文の規定に掲げる額ではなく、法附則にて掲げる額とする。</p>	従うべき基準	

2. 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

項目	国の基準（府省令）	条例への委任方法	本市の考え方
一般原則	1. 特定教育・保育施設の運営に関する基準と同じ		
利用定員	<p>1 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業は、利用定員の数を1人以上5人以下、小規模保育事業A型及びB型は、利用定員数を6人以上19人以下、小規模保育事業C型は、利用定員の数を6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業は、利用定員の数を1人とする。</p> <p>2 特定地域型保育事業所ごとに、満1歳に満たない子ども及び満1歳以上の子どもに区分して利用定員を定めるものとする。</p> <p>※事業所内保育事業の場合は、さらに従業員枠と地域枠に分ける。</p>		
内容及び手続きの説明及び同意	<p>1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、以下を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>【説明内容】</p> <p>①運営規程（*）の概要</p> <p>②連携施設の種類、名称、連携協力の概要</p> <p>③職員の勤務体制</p> <p>④利用者負担</p> <p>⑤その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項</p> <p>2～5については、1. 特定教育・保育施設の運営に関する基準を準用</p>	1. 特定教育・保育施設の基準と同じ	1. 特定教育・保育施設の基準と同じ
利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等	<p>1 1. 特定教育・保育施設の運営に関する基準と同じ</p> <p>2 利用の申込みに係る第3号認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を利用している第3号認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の第3号認定こどもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3 前記の選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p>		
あっせん、調整及び要請に対する協力	<p>1 1. 特定教育・保育施設の運営に関する基準と同じ</p> <p>2 地域型保育事業者は、3号認定子どもの当該施設利用について、以下1. 特定教育・保育施設の基準と同じ。</p>		
受給資格等の確認	1. 特定教育・保育施設の運営に関する基準を準用		



項目	国の基準（府省令）	条例への委任方法	本市の考え方
支給認定の申請に係る援助	1. 特定教育・保育施設の運営に関する基準を準用	1. 特定教育・保育施設の基準と同じ	1. 特定教育・保育施設の基準と同じ
心身の状況等の把握	1. 特定教育・保育施設の運営に関する基準と同じ		
小学校との連携	1. 特定教育・保育施設の運営に関する基準を準用		
教育・保育の提供の記録	1. 特定教育・保育施設の運営に関する基準を準用		
利用者負担額等の受領	4 ③を除く。他は1. 特定教育・保育施設の運営に関する基準と同じ		
施設型給付等の額に係る通知等	1. 特定教育・保育施設の運営に関する基準を準用		
教育・保育の取扱い方針	児童福祉施設の設備及び運営基準第35条の規程に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。		
評価等	1 1. 特定教育・保育施設の運営に関する基準と同じ 2 定期的に外部の者による評価を受けて、結果を公表し、常に改善を図るよう努めなければならない。		
相談及び援助	1. 特定教育・保育施設の運営に関する基準を準用		
緊急時等の対応	1. 特定教育・保育施設の運営に関する基準を準用		
支給認定保護者に関する市町村への通知	1. 特定教育・保育施設の運営に関する基準を準用		
運営規程(*)	⑥利用定員を除く。他は、1. 特定教育・保育施設の運営に関する基準と同じ		

項目	国の基準（府省令）	条例への委任方法	本市の考え方
勤務体制の確保等	1. 特定教育・保育施設の運営に関する基準と同じ	1. 特定教育・保育施設の基準と同じ	1. 特定教育・保育施設の基準と同じ
定員の遵守	1. 特定教育・保育施設の運営に関する基準と同じ。ただし、児童福祉法第24条第5項を除く。		
掲示	1. 特定教育・保育施設の運営に関する基準を準用		
子どもの適切な処遇	1. 特定教育・保育施設の運営に関する基準を準用		
秘密保持等	1. 特定教育・保育施設の運営に関する基準を準用		
情報の提供等	1. 特定教育・保育施設の運営に関する基準を準用		
利益供与の禁止	1. 特定教育・保育施設の運営に関する基準を準用		
苦情解決	1. 特定教育・保育施設の運営に関する基準を準用		
地域との連携等	1. 特定教育・保育施設の運営に関する基準を準用		
事故発生防止及び発生時の対応	1. 特定教育・保育施設の運営に関する基準を準用		
会計の区分	1. 特定教育・保育施設の運営に関する基準を準用		
記録の整備	1. 特定教育・保育施設の運営に関する基準と同じ		

項目	国の基準（府省令）	条例への委任方法	本市の考え方
特別利用地域型保育・特定利用地域型保育の提供	<p><b>【特別利用地域型保育の基準】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定地域型保育事業者が1号認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</li> <li>2 特別利用地域型保育を受ける子ども（1号認定）と通常の特地域型保育を受ける子ども（3号認定）の総数（もし下記特別利用地域型保育がある場合は2号認定子どもも含める）が当該施設の利用定員を超えないものとする。</li> <li>3 特定地域型保育事業者が、1の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、特定地域型保育事業者の運営に関する規定を適用する。</li> </ol> <p><b>【特定利用地域型保育の基準】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定地域型保育事業者が2号認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</li> <li>2 特定利用地域型保育を提供する際は、地域型保育事業の認可基準を遵守すること。特定利用地域型保育を受ける子ども（2号認定）と、通常の特地域型保育を受ける子ども（3号認定）の総数（上記特別利用地域型保育も同時に提供する場合は1号認定子どもも含める）が当該施設の利用定員を超えないものとする。</li> <li>3 特定地域型保育事業者が第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、特定地域型保育事業者の運営に関する基準の規定を適用する。</li> </ol> <p>※特別利用地域型保育・・・1号認定子どもが地域型保育を受けること。  ※特定利用地域型保育・・・2号認定子どもが地域型保育を受けること。</p>	1. 特定教育・保育施設の基準と同じ	1. 特定教育・保育施設の基準と同じ
特定教育・保育施設等との連携	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。）は、以下の項目について連携協力を行う特定教育・保育施設（以下、連携施設）を適切に確保しなければならない。※離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいては、この限りではない。 <ol style="list-style-type: none"> <li>①集団保育を体験させるための機会の設定、保育内容に対する相談助言・支援を行うこと。</li> <li>②代替保育を提供すること。</li> <li>③保育の提供の終了に際して、保護者の希望に基づき引き続き保育を提供すること。</li> </ol> </li> <li>2 居宅訪問型保育事業者は、障害・疾病等により集団保育が困難な乳幼児に対する保育を行う場合、あらかじめ連携する障がい児入所支援施設等を適切に確保しなければならない。※離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいては、この限りではない。</li> <li>3 小学校就学前の子ども利用定員が20人以上の事業所内保育事業は、連携施設の確保に関し1の①・②に係る連携協力を求めることを要しない。</li> <li>4 保育の提供の終了に際し、子どもが連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に保育・教育を受けられるよう、子どもについての情報提供を行い、連携施設等との密接な連携に努めなければならない。</li> </ol>	従うべき基準         参酌すべき基準	国の基準と異なる基準とすべき特別な事情等もないため、国から示された基準を市の基準とする。

項目	国の基準（府省令）	条例への委任方法	本市の考え方
附則	<p>(利用定員に関する経過措置)</p> <p>1 小規模保育事業C型にあつては、この府令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、利用定員を6人以上15人以下とする。</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、特定教育・保育施設等との連携の規定にかかわらず、この府令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>	従うべき基準	1. 特定教育・保育施設の基準と同じ